

告示

埼玉県告示第千二百二十三号

都市計画法（昭和四十四年法律第百号）第十七条第一項の規定により、都市計画の案を次のとおり縦覧に供する。

平成三十年十月二十三日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

春日部都市計画都市高速鉄道東武鉄道伊勢崎線、東武鉄道野田線

二 都市計画を定める土地の区域

（東武鉄道伊勢崎線）

イ 追加する土地の区域

春日部市緑町一丁目及び六丁目、南一丁目、粕壁一丁目、三丁目及び四丁目、粕壁字八木崎及び浜川戸、梅田一丁目の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

（東武鉄道野田線）

イ 追加する土地の区域

春日部市粕壁字八木崎、中央一丁目、粕壁一丁目、南一丁目、粕壁東五丁目及び六丁目、牛島字古川、字三本木及び字熊ノ木の各一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県越谷県土整備事務所、春日部市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成三十年十月二十三日から平成三十年十一月六日まで